

12月議会一般質問（15年12月9日）

日本共産党 宇田貴子

日本共産党の宇田貴子です。

10月25日投票で行われた市議会選挙でたくさんの皆様に温かいご支援をいただき、議会へと送り出していただきました。

市民の立場に立ち、しっかりと市民の声を議会に届け、願いが実現するよう全力を尽くします。どうぞよろしくお願ひします。

それでは、通告に従い、一般質問を行います。

初めに、核兵器廃絶平和都市宣言から20年、節目の年にふさわしい平和のとりにくみを求める質問です。

憲法9条を踏みにじる「戦争法」について、この問題は国会での審議に関し、6月議会で山形議員が質問しました。今回、強行採決という形で法案が成立して、2か月、様々な問題が明らかになってきた今、改めて市長の考えを伺います。

9月19日、安倍内閣によって「安保法制」、いわゆる戦争法が強行採決されました。戦後日本の平和政策を根本的に転換する暴挙です。安倍首相は強行直後、「戦争法案というレッテルをはられた。これを一つ一つはがしていく。」と述べました。しかし、今回の「安保法制」が、二度と戦争はしないと誓った日本国憲法を根底からくつがえす「違憲立法」であり、自衛隊をアメリカの戦争に武力参戦させ、日本を戦争に巻き込む「戦争法」であることは、法案の内容からも、国会の審議からも明らかです。

安倍内閣は、戦争法について、「日本を取り巻く情勢が根本的に変容している」ことを最大の理由にしていますが、アフガニスタン問題でも、「IS」（いわゆるイスラム国）にしても、武力では何も解決できないことが、この間の教訓ではないでしょうか。2001年、アメリカの同時多発テロ以降、アメリカは対テロ戦争をずっと続けてきましたが、そのことで、逆にISのようなテロ組織を生みだし、テロを拡大・拡散させてしまったのではないのでしょうか。

先月、フランス・パリでのテロをきっかけに、フランスはもとより、イギリスもアメリカもロシアも、軍事力の強化によって、テロの根絶をはかろうとしています。

しかし、一方で、パリでのテロで、最愛の妻を亡くした方が、テロリストに向けて、「君たちに憎しみという贈り物はあげない。君たちの望み通りに怒りで応じることは、君たちと同じ無知に屈することになる」とメッセージを送ったことが、瞬く間に、世界中に広がりました。国際紛争を解決する手段として、武力を使うことを永久に放棄する、とうたった 憲法9条を持つ日本は、欧米諸国に政治的な外交努力で解決するよう提言してほしいです。

しかし、今、戦争法が強行採決された日本の現実的な危険としては、もしアメリカから、IS への空爆支援を要請されたら、日本も武力の行使の一翼を担うことになるだろうという危険です。このような事態になれば、日本もテロの恐怖に、いつでも脅えるような日々になりかねません。このような事態は絶対に許してはならないと思います。

さて、ひたちなか市には、陸上自衛隊の駐屯地があり、自衛官という仕事につき暮らしている市民が沢山あります。自衛官を父親に持つ子ども達もたくさんあります。そして今回の戦争法の強行採決で「僕のお父さんは戦争に行くの？」と目に涙をためて心配する子どもさんもいるのです。

戦争法の成立によって、「必ず戦死者が出る」と元自衛隊の幹部の方は断言しています。**(1)このような事態が懸念される安保法制＝戦争法を、市長としてどうお考えになるか、お聞かせください。**

(2)戦時品の常設展示を通して、戦争の記憶の風化を防ぎ、次代への継承を求めます。

旧勝田・那珂湊地区での戦争の犠牲者は、1812 人。艦砲射撃では、110 人余りの市民が犠牲になりました。当時のことを知る方の高齢化が進み、戦争の実体験をした方は非常に少なくなっています。「どんなことがあっても戦争だけはダメだ」 安保法制＝戦争法の強行採決で、戦後 70 年の節目の年が再び戦前になるかもしれないと危機感を持つ方は少なくありません。

そこで、戦時品や遺品、戦争の記録となる様なもの、写真、艦砲射撃の傷跡をのこすような品々を、いつも展示し、あるいは入れ替えたりしながら市民がみられるような常設の場所をぜひつくってほしいと考えます。市役所の一角にそのようなコーナーを作ることも可能なのではと思いますが、いかがでしょうか。

(3)「核兵器廃絶平和都市宣言」を市民にアピールすることを求めます。

本市において、まさに 20 年前の平成 7 年 12 月の定例会におきまして、「核兵器廃絶平和都市宣言」が決議され、翌年平成 8 年 4 月 1 日宣言されました。素晴らしい宣言だと思います。私もひたちなか市民として、誇りに思います。

来年はこの宣言から 20 年になります。この節目の年に、市として、この宣言にふさわしい新たな取り組みをすべきではないかと考えます。

＊1つは、「核兵器廃絶平和都市宣言」の看板を、もっと大きくし、場所も昭和通りから市役所に入る正面に建てたらどうかと提案いたします。

＊2つは、この宣言文をさらに市民に周知させるため、宣言文を大きな額に収め、本庁の正面に飾ってはどうかと提案いたします。

(4)小中学生に広島・長崎など被爆地訪問を通しての平和教育を提案いたします。

本市におきましては、今までも平和教育の一環として、戦争の悲惨さを訴えたパネ

ル展や平和推進のための作文コンクール、生徒会主催の平和集会など多岐にわたる取り組みが行われていることは承知しております。

しかしながら、ご承知のように、本年11月、国連では、初めて、世界の指導者や若者に広島・長崎の被爆地訪問を促すことが盛り込まれた「核兵器 廃絶決議」が、賛成多数で採択されました。これは日本政府が提出したものです。

そこで本市の行う平和教育の一環として、子どもたちにもぜひ被爆地訪問の機会を与えてほしいと思います。

百聞は一見に如かず、ぜひ現地に行ってほしい。被爆者も高齢化しています。ぜひ、被爆者の生の声を聞いてほしい。子どもたちは平和祈念式典に世界中から集まる平和を願う人々の中に自らも身を置くことで、平和を願う心をしっかりと胸に刻むことと思います。

去年、県の平和委員会が県内の小中学校での広島・長崎への平和大使派遣の取り組みを調べたところによりますと、すでに13市町村で実施しております。この夏から初めて取り組みを開始したのは、石岡市、竜ヶ崎市、高萩市、大洗町と聞いております。

その取り組み方は、それぞれでありまして、事前に学年での平和学習をしたり、全員で千羽鶴をおったりしているところもあるようです。派遣する子どもは、選抜・選考・募集などで人数も様々です。

ぜひ、本市の平和教育の一環として、本市にふさわしい取り組みの形で取り入れていただきたいと思います。いかがでしょうか。

次に、真に「子育て支援」につながる保育所・学童クラブ等の整備・拡充に関する質問です。

(1) 児童福祉法24条1項に基づく市の保育実施義務を求めることについて質問します。

2015年4月から新たな保育制度として子ども・子育て支援新制度がスタートしました。新制度はこれまでの保育のあり方を大きく変える、保育制度の大転換というべきもので、実施前から様々な問題が指摘されてきました。しかし、子ども・子育て関連法の制定過程において、当初は削除する予定だった児童福祉法24条1項は保育を守ろうとする多くの方々の運動によって復活されました。この児童福祉法24条1項には、保育の必要な子どもがいたら市町村は子どもの福祉を実現する施設としての保育所で保育しなければならないという、市町村による保育の実施責任が明記されております。ここでいう保育所とは公立保育所であり、認可保育所のことです。

新制度によって新たに制度化されることになった認定こども園、小規模保育事業などは、児童福祉法24条2項に規定され、事業者と利用者の直接契約になり、市町村は保育の必要な子どもに対して、保育を確保するための措置を講じればよいという、法的には市町村の保育実施責任が非常にあいまいなものになっています。

(2)佐野保育所を存続し、公立保育所として佐野地域の子育てに責任を持つことを求めます。

佐野保育所は老朽化が進み、周辺交通の不便さからこの間定員割れが続いています。公立保育所のまま新たに施設を整備し、今一番求められています、0歳時の受け入れ、障害児保育、子育て支援など、市の責任において、求められる子育て支援の役割を佐野地区において果たしていくことを求めます。いかがお考えでしょうか。

(3)認可保育所を増設することを求めます。

現在、人口減少、少子化にもかかわらず、保育需要は増大しています。本市では、この間増大する保育需要を既存の保育施設の定員を増やし、さらには最低基準ぎりぎりまで受け入れる、というやり方で何とか待機児童ゼロという状態を維持してきました。

数字に現れる数としては「待機児童ゼロ」なのかもしれませんが、実際のところは「年度途中での入所がきびしいので育休を延長した」、「祖父母に見てもらうことにした」、「託児所に預けた」、「すぐにでも働きたいのだが就職を4月に合わせることにした」、など少なくないお母さん方が大変苦勞しています。

①保育所の利用定員を超えての受け入れの常態化を解消し、各保育所が適正規模で保育することを保障すること、さらには潜在的な保育需要にこたえられる受け皿を増やしていくために、認可保育所の増設が必要であると考えます。ご意見をお聞かせください。

保育士の仕事は、保育時間の長時間化や様々な困難を抱えた子どもや家庭への丁寧な対応などが求められ、以前より高度化・過密化しています。

一人一人の子どもたちに向き合い全面発達を保障するという保育を実践していくためには、保育士が長く勤め力量を高めていくことが必要です。

②保育士は国家資格を持つ、高い専門性が求められる仕事ですが、処遇は大変低く、賃金は全労働者平均の6～7割という実態です。保育士の処遇の低さについて市として、今後どう取り組んでいこうとお考えか、伺います。

(4)保育料の多子軽減を求めることについて質問します。

新制度になり保育料の算定の仕方が変わり、子どもの数にかかわらず年少扶養人数2人を基準として所得階層を算定することになりました。そのため、とりわけ子ども3人4人いる家庭においては、その対象外であり、保育料の負担が大きくなっています。

そこで、子ども3人以上いる家庭において、国の基準である「上の子が6歳までの3人目以降は無料」という制度を、「上の子が年少扶養控除の対象だった15歳まで」の間に広げるなどのやり方で、子育て世代を応援してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

(5) 食物アレルギー児対応の補助を求めます

厚生労働省からのアレルギー対応ガイドラインでは、「保育所・保護者・嘱託医が共通理解のもとに、アレルギー児の症状を正しく把握し、取り組みをすすめること」とあります。

このところ食物アレルギーのお子さんが非常に増えております。そのアレルギーも多岐にわたり、ある子は卵と牛乳。ある子は牛乳と小麦。ある子はトマトと青魚。などなどで、給食調理員の苦労は大変です。調理器具を変え、食材を変え、食器を変え、どうそれぞれの食材を除去したり代替食を作ったりと、毎食大変な神経と労力を使っております。誤食はアナフィラキシーショックなど命にかかわる場合もあります。食事の場面では、誤食させないよう保育士は子どもから目が離せません。

このような取り組みに見合う補助があればと思います。お考えをお聞かせください。

次に、子どもが安心して過ごせる学童クラブに関する質問です。

学童保育は、共働き・ひとり親家庭等の小学生の放課後の生活を継続的に保障すること、そのことを通して親の働く権利と家族の生活を守るという目的・役割をもつ事業・施設であり、児童福祉法に位置付けられている児童福祉施設です。

子どもたちが、毎日、学童保育に帰ってきて、安全に、安心して生活を送ることができることで、保護者は安心して働くことができます。支援員との信頼関係、子ども同士の豊かな関係の中で、学童保育は子どもたちにとって「安全で安心して生活できる居場所」となります。

本市の場合、公設の学童クラブは学校敷地内にあり、余裕教室を使ったり、一角にプレハブを建てたりしているため、学校教育法にもとづく施設と思いがちですが、法的には学童保育は保育所と同じ、児童福祉法に基づく児童福祉施設であり、学校との連携は必要不可欠としながらも、全く独立した運営が求められている施設です。

今回「子ども・子育て支援制度」によって、学童保育の国の制度も大きく変わり、市町村も初めて、学童保育の基準を条例で制定することになり、本市におきましても、今年の9月議会で、学童保育事業が初めて条例化されました。

(1) 学童クラブが子どもの最善の利益と働く親の権利と生活を保障するための児童福祉施設として位置づけられ、その支援の対象を6年生までとしたことをふまえ、本市においても6年生までの受け入れを視野に入れ計画的に専用施設をつくっていく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

(2) 支援員の身分保障についてですが、

現在本市の公設学童クラブ支援員は有償ボランティアという扱いであり、新しい国基準で求められる専門性から見ても、大変不安定で低い身分保障にとどまっております。

す。それにもかかわらず、支援員の方たちは、学童クラブの教室を少しでも子どもたちが安心して使えるようにといろいろな工夫して放課後の子ども達を迎えております。しかし、1クラスの人数が多く、様々な困難を抱えた子どもや家庭に対するたいねいな対応が求められる中で、支援員の専門性の向上はますます必要不可欠となっています。

(3) 子どもとの安定的・継続的な関わりを保障するためにも各学童クラブに常勤職員を一人は配置する必要があると思いますが、いかがお考えでしょうか。

また他の支援員についても継続的な雇用と、「謝礼」という位置づけではなくしっかりと報酬として位置付けるべきだと思いますがいかがお考えでしょうか。

(4) 知的好奇心に応える巡回図書の実施についてです。

成長の著しい学童期に、学童クラブで非常に長い時間生活する児童の知的好奇心に応える、図書の充実を求めます。学童クラブによって図書の量にかなりの差を感じました。図書館と連携し、巡回図書など行い、定期的に一定数の本を各学童に巡回させるなどしてはいかがでしょうか。

(5) AED使用を含む救命救急法の講習についてです。

活発な学童期、校庭での遊びや、プール遊びには、危険も伴います。各学校にはAEDも設置されています。AED使用も含めた救命救急法の講習を定期的に行う必要があると考えます。

(6) 体調不良時には保健室の使用を求めます。

どこの学童クラブも多くの子どもたちがいる教室の隅に布団などしき体調の悪い子をやすませ、保護者のお迎えを待つということでした。それで、十分な場合は良しとしても、子どもがそれでは辛そうだったり、インフルエンザやノロウイルスなどの感染症が疑われるときなどは、学校と連携し保健室の利用ができないかと思います。

(7) 保護者が安心して働き続けられるために質問します。

①本当に 必要な子どもが入会できているかということですが、

今年度から、4年生まで受け入れたということで希望者が増え、既存の施設の広さなどの関係から、希望する子どもが入所できないということはなかったでしょうか。

来年4年生になる子を持つ保護者から、「低学年優先となると今度4年生になるうちの子は厳しいかも。そうしたら、どうしたらいいか。」と不安の声もすでにきいています。

今年度の状況と来年度の見通しをお聞かせください。

②保育時間の延長について質問します。

現在6時までということですが、働く保護者にとってはなかなか厳しいものがあります。基本的には今は6時のお迎えが可能な方だけ公設学童を利用しているので、お迎え

が6時を過ぎてしまう方は、ほぼ突発的な出来事、道路の渋滞などによるもので、学童クラブのほうでも臨機応変に弾力的に対応しているということでした。申し訳ない思いで慌てて迎えに来る保護者にとって、それは本当にありがたいことです。

しかしながら、本来の働く親の権利を守る児童福祉施設の求められる水準からすれば、公立保育所ですでに夕方6時45分まで、民間の保育園では7時8時まで子どもを預かっている状況で、園子たちが小学校に上がったら、公設学童クラブは6時までという状況では全く不十分です。7時8時まで希望だったら、月1万から2万かかる民間の学童クラブしかないということでは、働く親の権利も生活も守り切れません。

せめて、あと30分の時間の延長を求めますが、いかがでしょうか。

次に、安心して気軽に利用できる「子育て支援センター」のために質問します。

現在、「子育て支援センター」建設の議論がすすんでいることは大変うれしいことです。「子育て支援センター」は幼児・赤ちゃんを連れた主にお母さんが利用する施設です。通りから親子の遊ぶ姿がうかがえ、初めての人でも、あまり躊躇なく足を踏み入れられる。また子どもたちは、外に行きたがるものです。部屋から、すぐに自由に庭へ出られ、簡単な水遊びもできる。砂遊びもできる。そんな自由でゆったりした空間が必要です。時には高齢者や若者と交流する機会も、求められる大切な機能になってきています。

ひたちなか市の「子育て支援センター」は、保育所に併設されていることから、日曜日の開所や、飲食物を持ちこんでの1日を通した利用が制限されています。お母さんたちは土日の開設、飲食もできて一日通して利用できる施設をもとめ、わざわざ水戸市や東海村まで出かけていきます。自分の住んでいる身近な地域にそのような「支援センター」が求められています。

現在進められている「子育て支援センター」の計画は、中心市街地にある既存の施設を改修して整備するということですが、改修では様々な制約が起こり、本当に乳幼児にとって利用しやすい施設になるのか疑問です。子どものための施設としてきちんと設計した施設を求めます。

また、計画は、様々な複合施設の中に「子育て支援センター」が入るというものです。不特定多数の多くの大人が利用する施設となり、小さい子を連れたお母さんたちが気軽に利用できるとは思えません。子どもにとっても、安心して過ごせる場所になるのか、疑問です。

- (1)今の計画ではなく、新たな場所での保育園に併設されている形ではない「子育て支援センター」の建設を求めますがいかがでしょうか。
- (2)保育園に併設されている形ではない「子育て支援センター」を湊地区などを含め、計画的に数か所建設することを検討すべきではないでしょうか。ご意見を伺います。

<1 回目の質問への執行部の答弁に対し再質問>

安保法制＝戦争法先日、都内の朝の通勤電車内で、突然消火器が落下し噴出するという事故がありました。車内はパニック状態になり、「テロかと思った」「死ぬかと思った」という声も聞かれました。テロを恐れる気持ちが、現実的に私たちの何気ない日常を脅かし始めている気がします。

子どもたちに、そんな不安な毎日を手渡すことはできません。戦争法は強行採決されましたが、この法律を、実際に発動させてしまうのか、廃止させるのか、これからが正念場です。

取り返しのつかないところへ日本が行ってしまう前に、冷静に、平和を求める立場に立ち、子どもたちの未来を守るために、行動する時だと思います。

市長は、戦争を起こさせないことが政治の役割だと答弁されました。例えば、市民が主催する戦争に反対する平和のための集会や講演会などに市長が参加される、あるいはメッセージを寄せてくれるようなことがあれば、本当に励まされることとなりますので、今後はそのようなことも期待します。

小中学生に広島・長崎の被爆地訪問をと、提案しました。

今年の夏、石岡市では初めてこの平和大使派遣に取り組みました。市内の全6中学校の2年生6人を派遣することとし、出発に先立つ結団式では、「戦争は遠い昔の出来事と思っていたけれど、この目で広島の様子を見て聞いて、戦争の悲惨さと平和の尊さを伝えていきたい。」など、それぞれが決意を述べ、教育長が、「被爆の実態や平和の大切さを広島で学んで帰り、不戦のメッセージを各中学校の全生徒へ向けて発信してほしい」と語りかけています。

こうした、取り組みによって、派遣された子どもだけでなく市内全部の中学生の中に戦争の悲惨さ、平和への思いが育っていくことと思います。

来年から、選挙権が18歳からになります。子どもたちを、主権者として、どう育てていくのか。平和を願う心をどう育てていくのか、学校教育においても、大きな課題です。そういうことから、ぜひ、前向きに検討すべきだと思います。そういう点から、もう一度ご答弁をお願いします。

新たな保育所増設の計画はないというご答弁でした。

今年3月に策定した、市の子ども・子育て支援事業計画では、将来児童人口の予測として、5年後には3000人減少すると予測しています。

しかし、現在、ひたちなか市の人口は、減少しておらず、ゆるやかにしろ、増加傾向にあります。出生が死亡を上回り、転入が転出を上回ってきています。

ひたちなか市が、ますます暮らしやすい・子育てしやすい市になる施策をとることで、積極的に人口減少に歯止めをかけることが求められています。

人口が緩やかであっても増加し、また、働くことを希望するお母さんたちは今後増えていくだろうと思いますが、**お母さんたちが子どもを預けて安心して働ける、子どもたちが友達の中で生き生きと生活できる、そして保育士たちも生きがいをもって働ける、**そういうひたちなか市にするために、**需要と供給の見込みについて、きめ細かく検討していただきながら、市の責任において、保育の質を後退させない保育所という形で、必要な措置を考えていっていただきたい**と思います。

同時に、民間保育所が、経営の心配をすることなく、適正規模での保育所運営が可能となる国の施策を、市としても求めていってほしいと思います。